

裁判員経験者との意見交換会議事録

神戸地方裁判所姫路支部

司会者

それでは、これから裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日は、裁判員経験者の方々には御多用のところ、意見交換会に御参集くださいまして誠にありがとうございます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます神戸地方裁判所姫路支部の溝國と申します。どうぞよろしく願いします。

さて、裁判員制度が始まって4年近くが経過し、神戸地方裁判所姫路支部では50件近い裁判員裁判が実施されており、お陰さまで順調に裁判が進行しています。これまで、法曹三者としましては、分かりやすい裁判、とりわけ裁判員の方々が見聞きすれば理解できる裁判の実現のためにどのような工夫をすれば良いのか、これまでの刑事裁判とはおそらく違う内容というのがあるだろうと思って、様々な工夫を重ねてまいりました。しかしながら、そういった裁判が本当に実現できているのかどうか、また、課題があるとすればどういったところにあるのか、その課題を克服していくためには今後我々がどのような努力をしていかなければならないのかといったことを考えるに当たって、裁判員を実際に御経験され、今回お集まりいただいた方から御意見を伺うことが大変重要だろうと思えますし、大変貴重な資料となり得ると言えます。そこで、本日は裁判員経験者の方々に御参集いただき、忌憚のない御意見をお伺いしたいと思しますので、どうぞよろしく願いします。

本日の意見交換会には、我々裁判を運営する裁判官のみならず、検察官、弁護士からも、御参加いただいておりますので、御紹介させていただきます。検察庁から萩岡哲也検事、弁護士会から石原浩史弁護士、裁判所から地引広裁判官です。いずれも裁判員裁判の経験豊富な方ばかりであり、裁判員経験

者の皆様の御意見を、今後の裁判員裁判に役立てていけるものと思います。

次に本日の進行ですが、まず初めに、裁判員経験者の方々に裁判員裁判を経験された、その全般的な感想をお伺いし、その後、審理の具体的な中身について、いくつかの段階に分けて御意見をお伺いしたいと思います。さらに、今後裁判員になられる方々へのメッセージをいただきたいと思っています。最後に、本日傍聴されております報道機関の方々からの質疑応答の時間を設けさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

なお、途中に一度休憩をはさむ予定です。

それでは、早速、意見交換会に入らせていただきます。まず、最初に、裁判員を経験された全般的な感想をお伺いしたいと思います。

まず最初に裁判員経験者1番の方ですが、平成23年に住居侵入、強盗致死、窃盗、詐欺事件の裁判に参加していただきました。かなり重たい事件でしたが、感想をお聞かせ願ひたいと思います。

裁判員経験者1

裁判から約1年半程度経過して、ちょっと記憶から薄れている感じがあるんですが、やはり貴重な経験でして、事件の内容というか、やはりそこは忘れられない、記憶に鮮明に残っているというのが第一の印象です。この裁判員制度に参加させていただいて、自分でできるのかなという不安もあったんですが、参加する中で裁判官の方にいろいろ教えていただきながら体験しまして、終わってみて貴重な経験ができて、良かったという感じを持っています。もしまたチャンスがあれば是非してみたいというのが正直な今の感想です。

司会者

裁判員経験者2番と3番の方は、平成23年に覚せい剤取締法違反と強盗致傷の事件の裁判員裁判に参加していただきましたが、まず2番の方から感

想をお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者 2

私は、裁判員制度を早くから知っておりまして、私も長年公務員として法律を使っている関係上、是非参加してみたいなというふうに思っていたものの、あの競争率を考えるとなかなかないだろうと諦めていたのですが、意外に早く、それも平成23年に参加させていただきました。私も仕事上、被告になったり原告になったりしてまして、被告、原告の中のまさか中立の、まさかそんなところで裁判ができるということは思ってなかったのですが、以前に裁判を経験した人間にとっては、裁判員になって、お互いの言い分を平等に聞くということは非常に勉強になりました。できれば、今後もっとややこしい長期にわたるような事案があっても、是非とも参加したいと思っています。

司会者

それでは、続いて裁判員経験者3番の方はいかがでしたか。

裁判員経験者 3

私は、何の知識もない一般人なので、私にできるのかなと思っていたのですが、本当に知識のない者でも参加できるという良い制度だなと思いました。今後、機会があれば参加したいと思います。

司会者

ありがとうございました。参加して良かったということでしたが、それはそれなりに得るものがあったということでしょうか。

裁判員経験者 1

得るものというか、こんな機会はまず普通の生活ではないと思います。周りの人間を見ましてもいないんですね。今回、裁判員裁判に参加させていただいて、事件というのはどういうふうに進んでいるのか、人を裁くという難しさ、そういうのを体験できたということは、やはりとても勉強になったし、

自分のこれからの生活の中でも役立つのかなと思いました。

司会者

それでは、具体的な審理の流れに従って御意見を伺っていきたいと思います。まず、最初に審理が始まりますと冒頭手続、人定質問とか起訴状朗読、罪状認否、弁護人の意見陳述に引き続きまして証拠調べが行われ、証拠調べの冒頭に検察官と弁護人は、それぞれ冒頭陳述を行うことになっています。検察官と弁護人がその後の審理の中で証拠により立証しようと考えていることを述べているわけですが、この部分については、検察官、弁護人が裁判員に分かりやすくなるよう工夫を重ね、心血を注いでいるものの一つだと思っています。そこで、まず、冒頭陳述をどのように感じられたか、その辺りからお聞きしたいと思います。それぞれの冒頭陳述に対し感想等がありましたらお願いします。

裁判員経験者 1

冒頭陳述ですが、私は最初事件の内容を理解できるのかなと、そこが一番怖かったのですが、検察官も弁護人もすごく分かりやすい資料でしたし、説明の方も分かりやすくしていただいて、私はすごく理解できました。逆に私が思ったのは、今までそういうことをされてなかったのに私たちのために時間を割いていただいて申し訳ないなという感想を持ちました。内容的には非常に分かりやすくて、私以外の皆さんも分かりやすいと言っていましたので良かったと思います。

司会者

冒頭陳述の長さはどの程度のものでしたか。

裁判員経験者 1

両方とも結構長かったですね。時間は覚えてませんが。

司会者

ありがとうございました。それでは2番の方お願いします。

裁判員経験者 2

私は逆に意味が分からず、何でこんなことを説明しているのかなと、遠回しに説明があったので、ポイントがずれてるんじゃないかと、素人ですからそういうことを感じました。それで何回か審議というか説明を受けるうちに、遠巻きから攻めてきてるんだなど。私は、直球勝負をすぐに想定しますが、ちょっと変化球があるんだなど何回かで分かりました。そういう印象です。

裁判員経験者 3

私は、分りやすいなと思ったのですが。でも、その分手間が掛かっているのはどうかなとも思いました。ここがポイントなんだということが分りやすかったです。

司会者

検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述とは、ちょっと印象が違うかなという気がして、カラーが多用されているとか図表のようなものとか視覚に訴えるものがどちらかというところ検察官の冒頭陳述には見られるけれども、弁護人のにはあまりないというような状況が平成23年当時は目立っていたように思われるのですが、その点で何か感じたことはありましたか。

裁判員経験者 1

検察官は時系列的にきれいに整理されていて確かに分かりやすくて、それがあってから弁護人の資料も分かりやすかったと思います。順番が逆だったら、もしかしたら分かりにくかったかもしれないというのがあります。検察官の方は絵とか写真とか、私の担当したものは、事件に至るまでの経緯が長かったのですが、そこを時系列的にこうなってますということになってましたので、分かりやすかったと思います。

司会者

多分、2番さん、3番さんの事件でも同じようなことで、おそらくカラーとかも弁護人が使っていないような時期ではなかったかと思われるのですが、

審理の際にインパクトの違い等がありましたか。

裁判員経験者 3

最初に検察官側のものを聞いてから弁護人側を聞いたと思うのですが、それを照らし合わせて理解したように思います。

司会者

検察官、弁護人の方で冒頭陳述について、何かありますでしょうか。

萩岡検察官

検察官の冒頭陳述メモについて、その後の評議で見返したりとか、評議の際に具材として使ったとかということはございましたでしょうか。

裁判員経験者 1

役には立ちました。一番ベースになったのではないかと。事件を整理していく中で検察官が作成された資料をベースに整理しながら、そこに弁護人の方からいただいた資料を合わせながらしたような気がします。そういう意味では役立ったと思います。

裁判員経験者 2

検察官の方は、きちんとまとまっていて、弁護人の方は、最初は取っ付きにくかったんですが、裁判官に説明を受けたりして、後で教えてもらって初めて分かったということもありました。

司会者

最初、裁判所の方からも注意しますが、冒頭陳述というのは証拠ではないと、これからそれを裏付ける証拠が出てきますと言っていたと思いますが、それについては、裁判官の説明で分かっていただけかもしれませんでしょうか。

裁判員経験者 1～3

(うなずく)。

司会者

弁護人の方から何かありますでしょうか。

石原弁護士

先ほど、検察官の冒頭陳述の方が分かりやすかったという話がありました。弁護人の冒頭陳述の方が分かりにくかった理由はいろいろとあると思いますが、ポイントがつかみにくいとか、あるいはカラーでないとか、時系列でメモが作られてないとか、何か分かりにくかった理由についてお気付きの点がありましたら教えていただけませんかでしょうか。

裁判員経験者 1

分かりにくかったというよりも、検察官の方はうまい具合に表現されてるのですが、弁護人の方は、淡々と文章的に書かれて、中には赤字とポイントはされているのですが、どこに違いがあるのか、強調される点はもっと強調された方が良かったのかなという感じがあります。どこを強調されているのか分かりにくかったことはあります。

裁判員経験者 2

検察官は攻める側で弁護人は守る側ですからどうしてもその辺の違いが表現の中で出てくると思います。どんな内容であれ、分かれば良いのではと思います。見やすい、見やすすくないというのは関係ないと思います。書式はこだわらなくても良くて、特にカラーだとかそうでないというのはどうでも良いと思います。

裁判員経験者 3

冒頭陳述自体が元々どういうものか全く知らなかったもので、事件の概要を知る上では弁護人のは分かりにくかったと思います。でもポイントについては箇条書方式でいただいていたので分かりやすかったです。

司会者

それでは、証拠調べの冒頭に行われる冒頭陳述に引き続いて実際の証拠調べになります。証拠調べは、証拠書類であれば、例えば、添付してある写真であればモニターを通じて御覧になるということになりますし、いわゆる供

述調書については、朗読するという形で内容を聞くという形で行われますし、また、証人や被告人から直接に話を聞いてその内容を理解していただくというようなこともあります。いわゆる証人が出てきて事実関係を判断しなければならなかった事件もありますし、そういった証人がいない場合もありますが、我々としては、見て聞いて分かる裁判を目指していますので、証拠として取り調べた書類、証人あるいは被告人のしゃべったこと、あるいは御覧いただいたことだけで事案の中身を判断できる裁判になっていたかどうか、見て聞いて分かる裁判になっていたかどうかについて一番お聞きしたいところなので、その点についてはいかがでしょうか。

裁判員経験者 1

私の事件は、強盗致死でして、その状況を写真等で見て、女性の裁判員の方がたいへんショックを受けられました。見ないと仕方がないのですが、それはどうかなと思いました。証拠に関しては、問題なかったのですが、至った経緯、被告人の証言だとか被害者の御家族の方の証言ですが、そこら辺をどういうふうに判断するのか、心情的なものをどのように理解したらよいのかというのが難しかったです。

司会者

写真というのは、被害者の写真のことで、かなり傷つけられたものだったので、見るのはかなりきついという方もおられたということですか。

裁判員経験者 1

そうですね。女性の方がいたのですが、かなりきつそうでしたね。内容については、かなりきついのもあるのかなと感じました。

萩岡検察官

できるだけ裁判員の方には負担のないようにしているのですが、検察官としては、できるだけ実態を知っていただきたいというところで、出さなければならない写真もあると思っています。

司会者

2 番の方。証拠調べの内容について分かりやすく進められていたかどうかについて、その点はいかがですか。

裁判員経験者 2

説明を受ければおおむね分かりました。

裁判員経験者 3

これは証拠になります、これは証拠となりませんということの説明で、その時は理解したのですが、証拠として捉えられないものが結構あることにびっくりしました。

司会者

例えばどんなものですか。

裁判員経験者 3

例えば、裁判中に話していた会話とか証拠として扱われた以外は証拠とできないとか。

司会者

その時の合議体の構成員だった地引裁判官、どうですか。

地引裁判官

冒頭陳述が証拠とならないという話はしました。

裁判員経験者 3

ついつい、人間の本能として、聞いたことをそうかと納得してしまいそうでした。

司会者

説明を聞いて分かっていたつもりでも、あの時聞いたことだと思っていたらそれが冒頭陳述だったという感じになるのですか。

裁判員経験者 3

そうですね。

司会者

2番さん、3番さんの参加された裁判員裁判は、事実関係に争いがあるって、証人尋問がされた事件だったと思いますが、証人尋問については、分かりやすいものであったか、その点についてはどうですか。

裁判員経験者2

少し証人と当事者の話が違っているというか、かみ合わないところがあったと思います。言葉でしゃべるとその行為があったかなかったかということとは分かりますが、その順序が少し逆になってもその行為をやっているということは理解できました。

司会者

調書で読むのと、人の話を聞くのとでは、何か印象が違うということはありませんか。

裁判員経験者2

証言の方にいってしまうというか、だまされても、プロと違うので、言われたことを何でも正しいと思ってしまうというか、そういうのがありますね。

司会者

それは証人の話でも被告人の話でも同様ですか。

裁判員経験者2

それはもう言われた人のことをとりあえず信用するというか、言われたことを単純に信用してしまうということですね。

裁判員経験者3

普段の私の生活では全く関係のないもので、ドラマを見ているような印象で、勝手にシナリオを作ってしまうような、それだけはやめようと思って臨んだのですけれど、ついつい人の顔とかを見てしまうと、心が入ってしまうというか、それも良いことかと思うのですが。

司会者

証拠調べの手續について、検察官、弁護人の方から何かございますか。

萩岡検察官

どちらの事件でも証拠が出てきたと思うのですが、それでも情報量が少ないとか、あるいは証拠の量が多すぎるとか、気付かれたことがあったらお聞かせ願えますか。

裁判員経験者 1

多い少ないという印象はあまりないので、適度であったと思います。

裁判員経験者 2

あまり多くなかった気がします。

裁判員経験者 3

負担に感じるほどの量ではなかったです。

石原弁護士

もっと被告人の背景が聞きたいとか、どうしてこの辺りを聞かないのかといったことがありましたか。

裁判員経験者 1

私が担当した事件では、他の裁判員の方の質問が多かったです。要は被告人はどういう経緯で詐欺行為に及んだのかという質問がかなり多かったのは事実です。その辺りが証拠としてあれば、もっとスムーズに裁判が進められたのかなというのがあります。被告人は本当にだまそうと思ってやったのか、仕方なくやったのかという背景が分かったら、後で量刑を決める際に分かりやすかったと思います。

裁判員経験者 2

ある程度被告人の状況とか生い立ちも必要かもしれませんが、私は聞く必要もないのではないかと。もう罪を犯してしまったのですから、どんな良い人でも罪を犯してしまったらそれなりの罰を受けるということですから。背景に特段の事情があれば別ですが、必要以上に聞く必要はないと思います。

司会者

裁判所の方からも何かありますか。

地引裁判官

1 番の方の担当された事件は争いがない事件で、共犯事件の、その共犯者の一人だけを審理した事件だったのですが、担当していない方の共犯者は供述調書のみで調べたということですが、その人からも話を聞きたいという印象があったのかどうかについてお聞かせください。

裁判員経験者 1

それはありました。私もありましたし、他の方もありました。内容が食い違った部分があったので、どちらが正しいのかという判断をする時に、話を聞きたかったというのがありました。

司会者

それでは、論告、弁論の手續について伺いたいと思います。論告、弁論も冒頭陳述と並んで検察官、弁護人が分かりやすいように、主張を理解してもらえるように力を注いでいる部分というふうに我々は思っているところですが、納得のできる内容になっていたかどうかという点について感想をお聴かせ願いたいと思います。

裁判員経験者 1

論告、弁論は、分かりやすく、質問をさせていただいてある程度分かったと思います。長さについては、そんなに長くはなかったという印象です。

裁判員経験者 2

あまり意識はないのですが、それなりに我々にもスムーズに入ってきて分かるような内容でした。争点についても分かりやすかったです。

裁判員経験者 3

まとまっただけでしたが、最初にいただいた資料をまとめたような感じなので、そうならもう少しシンプルでも良かったのではと。

司会者

冒頭陳述と論告を同じものとして理解されることには本意ではないと思いますが、検察官はいかがですか。

萩岡検察官

1年半前でしたら冒頭陳述も論告も情報量が相当あったと思います。今はもう少し話を聞いていただくということに重点を置いているところですが、3番の方が言われたシンプルにできたらというのは、紙の内容ということですか。それとも話している内容も冒頭陳述と同じということでしょうか。

裁判員経験者3

いただいた資料ということです。

司会者

弁護人の方から何かありますか。

石原弁護士

話し方について、声が小さいとか早口だとか弁護人の態度が大きいとか資料以外の部分で何かありましたらお聞かせ願います。

裁判員経験者1

特に気付いた点はなく、問題もなく良かったと思います。

裁判員経験者2

別にはないです。ただ、弁論をされる側は方向性がはっきりしない部分があって、弁護人は大変だったなど。

裁判員経験者3

特に何も感じてないです。

司会者

次に評議の際に関して、検察官の方から量刑資料について事前に質問をいただいていますので、その点について、検察官からどうぞ。

萩岡検察官

評議の際に、被告人の量刑を決めるのに量刑資料、これまでの事件については何年だったとかというグラフみたいなものを裁判所の方から見せていただいたかどうか。あと、それを見て自分が思っている感覚と大きなずれがあったかどうかについてですが。

裁判員経験者 1

私の事件では、弁論の中に資料がありましたので、参考にはしました。

裁判員経験者 2

私の方はなかったです。

司会者

次に、守秘義務の点についてお伺いします。守秘義務の内容等については、裁判中からも裁判官の方から説明させていただいたところですが、守秘義務について何か御感想等がございましたらお聞かせ願います。

裁判員経験者 1

上司だけには参加すると報告したのですが、周りの方も特に聞いてこなくて、私の方からもあえて話すこともないので、特に問題はなかったです。

裁判員経験者 2

裁判員裁判に参加したことは、何人か知ってますが、中身については一切言ってません。家族にも言ってません。私自身も忘れてしまった部分があって、今日、思い出すのに大変でした。

裁判員経験者 3

評議の中で言われた内容について、自分たちで話し合った以外のことについては、しゃべっても良いと言われていたのですが、こちらも言ったら駄目のような気がして言うことはなかったです。それが別に苦にはなりませんでした。

司会者

最後に、これから裁判員になられる方に対して、アドバイス等メッセージ

がありましたらお願いします。

裁判員経験者 1

私も最初は不安で臆したこともあるのですが、裁判官、検察官、弁護人の方々が分かりやすく説明してくれますので、不安になることなく、貴重な体験なので、是非チャンスがあれば、やっていただいた方が良いのではと思います。

裁判員経験者 2

私は、犯罪者は絶対に罰せられるものだ。個人的なことを聞かないといけないこともあるやもしれませんが、あまりそれを考えずに、裁判員になれば、罪を犯した人には刑罰を科すと、そうリラックスして裁判員になられたら良いと思います。そういうふうに勧めます。

裁判員経験者 3

分かりやすい裁判にさせていただいているので、どなたでもしたら良いと思います。私のような無知な者でもできましたので、どうぞ頑張ってください。

司会者

ありがとうございました。では、意見交換はここまでとさせていただき、これからは、傍聴されている報道機関の方々からの御質問をお受けしたいと思います。

記者

裁判員を経験後の感想について、日々の生活で事件報道をよく見るようになったり、事件の原因になった事柄について気を付けるようになったなどの変化がありましたか。

裁判員経験者 1

確かに、新聞の記事の内容について全部ではありませんが、ある事件に関して背景を考えることはあります。それによって日々の生活が変わったかというわけではないです。家族は、私が裁判員裁判に参加していることを知っ

てましたので、家族も実際に判決を傍聴して、こういうふうなんだと理解して、家族も事件に対して興味を持つようになりました。

裁判員経験者 2

新聞で裁判員裁判のことが掲載されていれば熟読します。それ以外に変わったことはありません。

裁判員経験者 3

元々、裁判には全く興味がありませんでした。裁判所に出入りしている車等を見ると何かした人なんだという考えを持っていた方の人間でしたが、そうではない人が一杯いるんだなと思いました。ちょっと裁判所が身近になったという感じです。

記者

自身の経験やその後の別の裁判員裁判などを知って、制度への改善点や提言はないでしょうか。

裁判員経験者 1

私は、特に要望や改善点はありません。強いて言えば、私も仕事をしており、裁判が長くなると差し支えが出てくるので、その点はあるかと思います。私が担当した事件は、5日間だったので差し支えはありませんでした。

裁判員経験者 2

そう改善することはありません。私は、年金生活者になりましたので、出来ることなら百日くらいの裁判を当てていただいても参加します。

裁判員経験者 3

私が裁判員をさせていただいたときは、本当にプレゼンテーションのようになすごい資料をいただいてすごく手間が掛かっているのではと思いました。元々の裁判になかった手間がこの裁判員制度を導入することによって増えているなら、そこは改善できる点もあるのではと思います。どういう目的で裁判員裁判を世に広めていこうとしているのか、どこが考えて推進しているの

か、その裁判を経験した私でもはっきり分からなかったので、メリットやデメリットを裁判員にお伝えいただければと思います。

記者

守秘義務について、もっと分かりやすく説明してほしいという要望がありますか。

裁判員経験者 1

言って良いのか悪いのか大体自分で判断できますし、最初に裁判官から説明を受けたので、この部分は駄目だということが分かっていましたので、そこは問題なかったと思います。周りの人もそんなに聞いてきませんし、新聞報道の範囲くらいしか説明できないので、私は問題なかったと思います。

裁判員経験者 2

個別の事件については、一切口を閉ざすべきだと思いますし、聞く方もやめてほしいと思います。

裁判員経験者 3

地引裁判官に分かりやすく教えてもらいました。評議室があって、その横に裁判をする部屋（法廷）があって、ドアを基準に、裁判をする部屋（法廷）で行われた会話はしゃべって良いですと、線引きがあって分かりやすかったです。

司会者

疑わしきは罰せずとか、裁判をする上での大前提ということの説明はありましたか。

裁判員経験者 3

最初にありました。

司会者

裁判員期間中に負担に感じたことがありましたか。その後の生活で負担に感じることはありますか。

裁判員経験者 1

私は、終わってから負担に感じたことはありません。期間中も特になかったです。帰ってから裁判のことを考えることはありましたが、そこは深く考えないようにしていましたので、ストレスが溜まるようなことはありませんでした。

裁判員経験者 2

負担になるようなことはありませんでした。私が一番思ったのは、裁判官と一緒に審理して、自分とは違う角度で見える所は、裁判官はさすがだなと思いました。

裁判員経験者 3

負担はなかったですが、他の裁判員の方の中に仕事を休むということで負担があった人もいたのではないかと思います。事件自体が人が死んだというようなものではなかったなので、その点では負担がなかったのかなとも思います。

記者

例えば、死刑が予想される事件のような裁判員裁判を担当することになれば抵抗があると思われませんか。

裁判員経験者 1

内容にもよると思います。私の事件は、強盗致死だったので、自分にできるのかなという不安がありました。今回、裁判官がきちんと説明してくれたので、やってみようという気持ちになりました。確かに、内容によっては辞退させていただく可能性もあるかもしれません。

裁判員経験者 2

当たればします。

裁判員経験者 3

最初に送られてくる裁判所からの手紙に断れませんかということが書いてあ

ったと思いますし、私はそのように理解していましたので、より重たい事件でもその覚悟をして受けます。

記者

検察官，弁護士，裁判官にお伺いしたいのですが，裁判員制度を振り返っての感想をお願いします。

萩岡検察官

分かりやすい裁判を目指して資料等を作成してきたところですが，まだまだ努力すべき余地はあると思います。今後，更に分かりやすい裁判に向けて努力していきます。

石原弁護士

検察官と同様ですが，まだ足りない部分が多く，弁護人の活動が裁判員から見て，足りないところが多いと感じられているところもあると思われることから，今後研修等を通じて，分かりやすい弁護活動を行っていきたいと思います。

地引裁判官

これまでも分かりやすい審理をすべく努力してきたところですが，裁判員の方の意見等を踏まえて，更に改善していきたいと思います。

記者

強盗致死などは，事件前から報道がされていたと思いますが，特に報道の現状を見ると，警察は犯人と思われる人を逮捕して自由を奪うわけですから，一定の説明をする義務があります。何々を逮捕したという報道をよく見ると思いますが，その一方で，容疑者やその弁護士がどう言ってるか，その言い分がなかなか新聞等で報道される機会が少ないと思いますが，裁判前から容疑者の言い分を聞いてみたいとか，報道で大きく取り上げてほしいとか，そういう考えがありますか。

裁判員経験者 1

実際に裁判が始まる大分前に報道があって、おぼろげながら覚えていて、まさかこの事件かというイメージがありましたが、別に事前に情報を知っておきたいというのはありません。というのは、裁判の中でちゃんと説明していただいて、証拠として出していただければ十分だと思います。

裁判員経験者 3

公平を期すという点からは、ある程度情報を報道されるのは良いことではないかと思います。

裁判員経験者 2

疑わしいとされる人が自分の意見を言うのでしょうか。載せたいというのは分かりますが、言ってくれますか。仮に言ってくれるとすると、犯人なら「していない」と言うものではないでしょうか。

記者

裁判員として裁判に参加して、自分なりに貢献できたと感じてますか。

裁判員経験者 1

どうでしょうね。私には判断できかねます。ただ、自分自身は参加して良かったと思います。

記者

良かったというのは、自分自身にとってだけということですか。それとも司法改革にとってもということでしょうか。

裁判員経験者 1

自分自身にとっても司法改革にとっても裁判員制度は良いものだと思います。今までは裁判に携わることはなかったけれど、携わることによって裁判を直接体験できたことを伝えることによって、一般の人がその苦労なりが分かるので改革になると思います。

裁判員経験者 2

貢献したとは思いません。むしろ迷惑を掛けたと思います。素人相手に専

門用語を使わずに分かりやすく資料を作ってもらう手間で迷惑を掛けている
と思います。

裁判員経験者 3

国民が裁判を理解する上で良い制度だと思います。司法改革のためという
目的であればよいと思います。裁判所をアピールするだけのものでないの
であれば良いものだと思います。裁判員制度だけのために新しい部署が作られ
たりするのであれば意味がないと思います。

地引裁判官

裁判員裁判を導入したことによって、裁判員裁判以外の裁判の在り方も含
めた全体について見直し、改善しようという姿勢になっているので、間違い
なく貢献していただいていると言って良いと申し上げます。

記者

裁判を終えてから、あの判断で良かったのかとか、あの量刑で本当に正し
かったかと思ったことがありましたか。

裁判員経験者 1

その点については、正直、後で悩むことはありませんでした。その事件に
ついては、できるだけ考えないようにしています。それで負担になることも
ありません。

裁判員経験者 2

言い渡した時は、どうかなと思ったりもしましたが、それ以降は守秘義務
がありますので、頭から飛んでいました。

裁判員経験者 3

個人が刑を選んで、それが採用されることを怖がっている友人が周りにい
ました。裁判員になった時点では、私自身もシステムが分からなかったの
で、どういうふうに決まるのか不安でしたが、参加してみて、思っているより重
荷に感じることはなく、刑を決めることができたと思います。

司会者

ありがとうございました。これをもちまして、本日の裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきます。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。